

○ 投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成十年政令第二百三十五号）

改正案	現行
<p>（指定有価証券）</p> <p>第一条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「法」という。）第三条第一項第三号の事業者の資金調達に資するものとして政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 金融商品取引法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債券</p> <p>九～十三 （略）</p> <p>（付随事業）</p> <p>第二条 法第三条第一項第十号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第一号に規定する約束手形若しくは前条第一号から第三号まで、第八号若しくは第十一号に掲げる有価証券（同条第八号に規定する投資証券及び新投資口予約権証券を除く。）に表示されるべき権利又は法第三条第一項第四号の金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあつては当該土地</p>	<p>（指定有価証券）</p> <p>第一条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「法」という。）第三条第一項第三号の事業者の資金調達に資するものとして政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 金融商品取引法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券又は投資法人債券</p> <p>九～十三 （略）</p> <p>（付随事業）</p> <p>第二条 法第三条第一項第十号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第一号に規定する約束手形若しくは前条第一号から第三号まで、第八号若しくは第十一号に掲げる有価証券（同条第八号に規定する投資証券を除く。）に表示されるべき権利又は法第三条第一項第四号の金銭債権に係る担保権の目的である不動産（担保権の目的が土地である場合にあつては当該土地の隣地、担保権の目的</p>

地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあつては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。) 及び動産の売買、交換若しくは貸借又はその代理若しくは媒介を行う事業

が建物である場合にあつては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。) 及び動産の売買、交換若しくは貸借又はその代理若しくは媒介を行う事業